

○恵庭市自主防災組織等活動支援助成金交付要綱

平成25年4月19日

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織等の活動に要する経費の一部を支援することにより、その活動が一過性のものとならないよう継続性を持たせるとともに、地域防災力の向上を図ることを目的として、恵庭市自主防災組織等活動支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付申請をすることができる者（以下「助成対象者」という。）は、恵庭市自主防災組織育成指導要綱（平成17年4月1日実施）の規定に基づき登録された自主防災組織及び設立予定の団体又は組織とする。

(助成対象事業等)

第3条 事業区分、助成対象事業及び助成対象経費は、別表第1に規定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象事業としない。

- (1) 他の補助金、助成金等を受けている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、助成対象者が支出した事業区分ごとに助成対象経費の額（千円未満切捨て）とする。ただし、別表第2に規定する事業区分ごとの助成限度額を上限とする。

2 助成金の交付を受けた助成対象者は、同一年度内に再度助成金の交付を受けることができない。

3 事業区分ごとの助成金の交付回数は、別表第2に規定する交付限度回数を上限とする。

(補則)

第5条 助成金の申請、報告、交付の手続その他必要な事項については、恵庭市補助金等交付規則（平成12年規則第8号）の規定によるもののほか、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１９日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２８年７月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

別表第１（第３条関係）

事業区分	助成対象事業	助成対象経費
A 防災活動支援（ハード）	自主防災組織が行う防災資機材の購入事業 （市に設立の届出を行った自主防災組織に限る。）	○ 防災資機材購入費及び当該資機材の納品・設置に要する費用（防災倉庫については、街区公園又は近隣公園に設置する場合及び床面積の合計が１０㎡以内で設置する場合の購入に要する費用に限る。）。
B―① 防災活動支援（ソフト）	自主防災組織が行う防災活動事業（市に設立の届出を行った自主防災組織に限る。）のうち、研修会等の開催、防災マップ、パンフレット等の作成費又は購入費	○ 研修会等の開催に係る消耗品費、会場借上、講師謝礼等の経費 ○ 防災マップ、パンフレット、チラシ等の作成費又は購入費 ○ その他市長が必要と認める経費
B―② 防災活動支援（ソフト）	自主防災組織が行う防災活動事業（市に設立の届出を行った自主防	○ 防災訓練又は視察研修の開催に係る消耗品費、燃料、材料費、保険料等の経費 ※ 弁当、飲み物類等は認められない。

	災組織に限る。)のうち、防災訓練又は視察研修の開催に係る経費	○ その他市長が必要と認める経費
C 設立準備支援（ソフト）	自主防災組織未設立の町内会・自治会が自主防災組織設立に向け行う事業	○ 研修会等の開催に係る消耗品費、会場借上、講師謝礼等の経費 ※ 弁当、飲み物類等は認められない。 ○ パンフレット、チラシ等の作成費又は購入費 ○ その他市長が必要と認める経費
D 防災倉庫設置支援（手数料）	自主防災組織が行う防災倉庫設置事業（市の許可を受けて都市公園内に防災倉庫を設置する場合に限る。）	○ 公園内への防災倉庫設置に伴う建築確認申請手数料及び完了検査申請手数料

別表第2（第4条関係）

事業区分	助成限度額	交付限度回数
A 防災活動支援（ハード）	30万円	1組織につき1回 ※防災倉庫の購入のみ、複数回可
B—① 防災活動支援（ソフト）	2万円	交付限度回数なし
B—② 防災活動支援（ソフト）	8万円	交付限度回数なし
C 設立準備支援（ソフト）	2万円	1組織につき2回
D 防災倉庫設置支援（手数料）	1万5,000円	1組織につき複数回可